

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第 1 編 総則編＞

（令和 3 年度改訂）

第 1 編 総則

目 次

第 1 章	計画の方針	1
第 1 節	計画の目的及び構成	2
第 2 節	計画の基本的な考え方	4
第 3 節	計画の修正・習熟	6
第 2 章	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 1 節	袖ヶ浦市の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第 2 節	千葉県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第 3 章	市の地勢概要	15
第 1 節	自然的素因	16
第 2 節	社会的素因	19
第 3 節	災害履歴	24
第 4 節	立地環境と災害リスク	32
第 4 章	防災ビジョン	34
第 1 節	防災ビジョンの基本目標	35
第 2 節	防災ビジョン	36

第1章 計画の方針

節	項目
1	計画の目的及び構成
2	計画の基本的な考え方
3	計画の修正・習熟

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、袖ヶ浦市防災会議が作成する計画であって、袖ヶ浦市に係わる風水害、地震津波災害をはじめとする大規模災害、海難事故、大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、袖ヶ浦市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、次の事項を定めるものである。

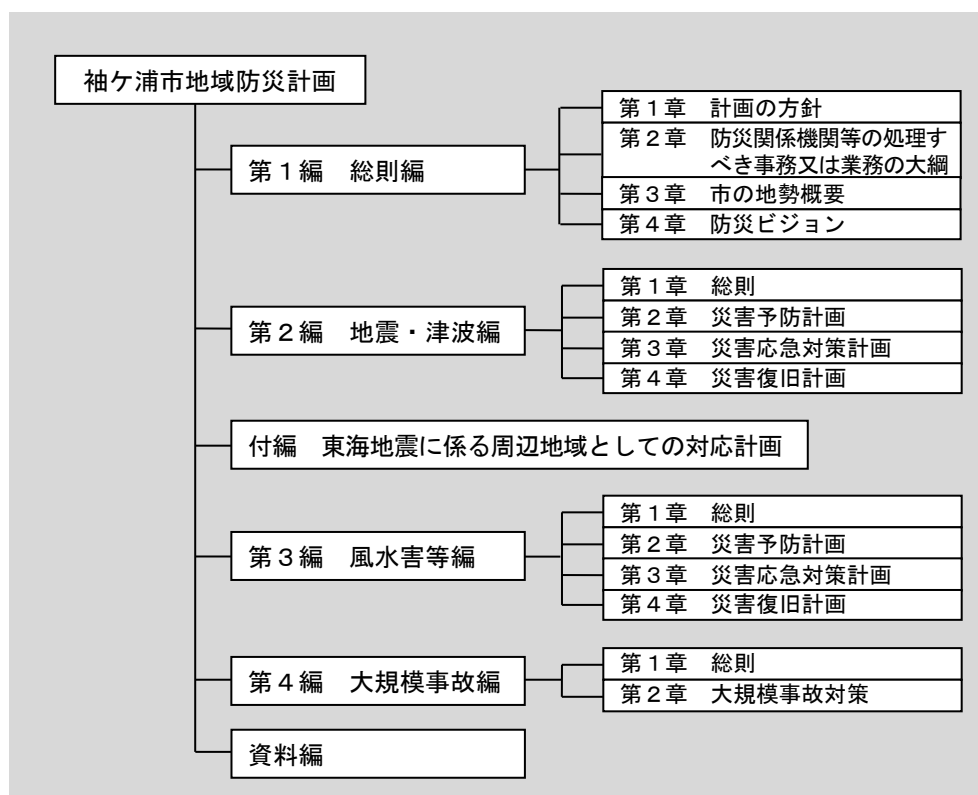
- (1) 市の地域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務の大綱
- (2) 防災施設の新設及び改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防対策計画
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 生活関連施設などの災害復旧計画
- (5) その他必要な事項

2 計画の性格

- (1) この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- (3) この計画は、防災に関する科学的研究の成果並びに災害発生状況と災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

3 計画の構成

袖ヶ浦市地域防災計画は、市における各種災害に対処するための基本的かつ総合的な計画であり、計画の構成及び内容は、次のとおりである。



第1編 総則編	本計画の方針、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱、市の地勢概要、防災ビジョン等の基本的事項
第2編 地震・津波編	地震・津波に関する予防計画、応急対策計画、復旧計画
付編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	計画の目的、各種情報発令時の対応措置、市民等のとるべき措置
第3編 風水害等編	風水害、土砂災害、雪害、火災等に関する予防計画、応急対策計画、復旧計画
第4編 大規模事故編	大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害、海上事故、航空機事故、鉄道事故、放射性物質事故の大規模事故に関する予防計画、応急・復旧対策計画
資料編	各編に係る資料・様式

第2節 計画の基本的な考え方

1 減災を重視した防災対策の方向性

市では、これまでに様々な災害を経験し、その都度、防災対策を強化してきたが、今後は災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本に据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

そのためには、過去の災害の教訓を踏まえ、自らの命を災害から守るために、市民一人ひとりが確実に避難出来るようになることが必要であり、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

また、国・県における国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、令和2年度に策定した袖ヶ浦市国土強靱化地域計画との整合を図りながら減災に努めていく。

さらに、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進し、効果的・効率的な防災対策を推進する。

2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、市民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と市・千葉県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、市でも、小売店との物資の供給の協定や社会福祉協議会とのボランティア活動支援に関する取組みなど、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化とあわせ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

3 要配慮者や女性の視点

高齢者（特に、一人暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者（以下、「要配慮者」という。）は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

市でも、高齢化の進展により、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第3節 計画の修正・習熟

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。

したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

2 他の計画との関係

この計画は市の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、千葉県地域防災計画や指定行政機関・指定公共機関の長が作成する防災業務計画に抵触するものであってはならない。

3 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう平常時から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

節	項目
1	袖ヶ浦市の処理すべき事務又は業務の大綱
2	千葉県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

市は、市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、千葉県や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1節 袖ヶ浦市の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて災害救助に当たることとなる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(1) 袖ヶ浦市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設・組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。

第2節 千葉県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。 (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (13) 被災施設の復旧に関すること。 (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 (17) 被災者の生活再建支援に関すること。 (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
君津地域振興事務所	(1) 支部内の連絡調整に関すること。 (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること。 (3) 袖ヶ浦市が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること。 (4) 災害救助についての応援に関すること。
君津健康福祉センター	(1) 医療助産に関すること。 (2) 災害救助にかかる連絡・調整に関すること。 (3) 防疫その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。 (4) 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること。 (5) 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること。
君津土木事務所	(1) 県管理に係る河川、道路及び橋りょう等の保全に関すること。 (2) 水防に関すること。 (3) 交通不能箇所調査及びその対策に関すること。 (4) その他土木関係の災害対策に関すること。 (5) 災害救助についての応援に関すること。
木更津警察署	(1) 災害時の警備に関すること。 (2) 被災者の救出及び避難に関すること。 (3) 行方不明者及び死体の捜索並びに検視に関すること。 (4) 交通規制及び緊急通行車両の確認に関すること。 (5) 犯罪の予防その他治安の維持に関すること。

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
第三管区海上保安本部	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通規制に関すること。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。
東京管区気象台 銚子地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局	(1) 災害予防 ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 ② 通信施設等の整備に関すること。 ③ 公共施設等の整備に関すること。 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること。 ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。 ⑦ 豪雪害の予防に関すること。 (2) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。 ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 ④ 災害時における復旧資材の確保に関すること。 ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (3) 地殻変動の監視に関すること。

3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 高射学校	(1) 災害派遣の準備 ① 防災関係資料の基礎調査に関すること。 ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ③ 防災資材の整備及び点検に関すること。 ④ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 ② 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

4 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
かずさ水道広域連合 企業団	(1) 水道施設の整備及び維持管理に関すること (2) 災害時における水道水供給に関すること
日本郵便（株） 袖ヶ浦郵便局	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 (3) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ③ 被災地宛救助用郵便物の料金免除に関すること。 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。 ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
東日本電信電話（株） （株）NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
K D D I （株）	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
ソフトバンク（株）	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関する事。 (2) こころのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関する事。 (4) 血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付及び配分に関する事。 (6) その他応急対応に必要な業務に関する事。
日本放送協会 千葉放送局	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事。 (4) 被災者の受信対策に関する事。
東日本高速道路（株） 関東支社	(1) 東日本高速道路の保全に関する事。 (2) 東日本高速道路の災害復旧に関する事。 (3) 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
東日本旅客鉄道 （株）千葉支社 「袖ヶ浦駅」 「長浦駅」 「横田駅」 「東横田駅」	(1) 鉄道施設の保全に関する事。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 (3) 帰宅困難者対策に関する事。
東京ガス（株）	(1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する事。 (2) ガスの供給に関する事。
日本通運（株） 千葉支店	災害的における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京電力 パワーグリッド（株）	(1) 災害時における電力供給に関する事。 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
福山通運（株）	災害時における物資の輸送に関する事。
佐川急便（株）	
ヤマト運輸（株）	
西濃運輸（株）	

5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
（一社）千葉県 L P ガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事。
（公社）千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関する事。 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)千葉県 歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
(一社)千葉県 薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
(公社)千葉県 看護協会	(1) 医療救護活動に関すること。 (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。
(一社)千葉県トラ ック協会及び (一社)千葉県バス協 会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助 物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
袖ヶ浦市商工会	(1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。 (3) 融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 (4) 災害時における物価安定への協力に関すること。
病院等医療関係 施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。 (3) 被災時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。
(一社)君津木更津 医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
(一社)君津木更津 歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
N P O 法人君津 木更津薬剤師会薬業会	(1) 医薬品の調達、供給に関すること。 (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること。
社会福祉施設 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 被災時における児童生徒の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉 協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
君津市 農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

	(3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
--	---

7 市民、自主防災組織等

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民	(1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食糧、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。 (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、千葉県及び市が実施する防災対策に協力すること。 また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。
事業者	(1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。 (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、千葉県及び市が実施する防災対策に協力すること。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること。
自主防災組織 （区等自治会）	(1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。 ① 避難誘導、救出救護の協力に関すること。 ② 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること。 ③ 被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること。 ④ 防災に関する知識の普及に関すること。 ⑤ 防災資機材の備蓄に関すること。 (2) 千葉県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること。
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第3章 市の地勢概要

節	項目
1	自然的素因
2	社会的素因
3	災害履歴
4	立地環境と災害リスク

第1節 自然的素因

1 位置・面積

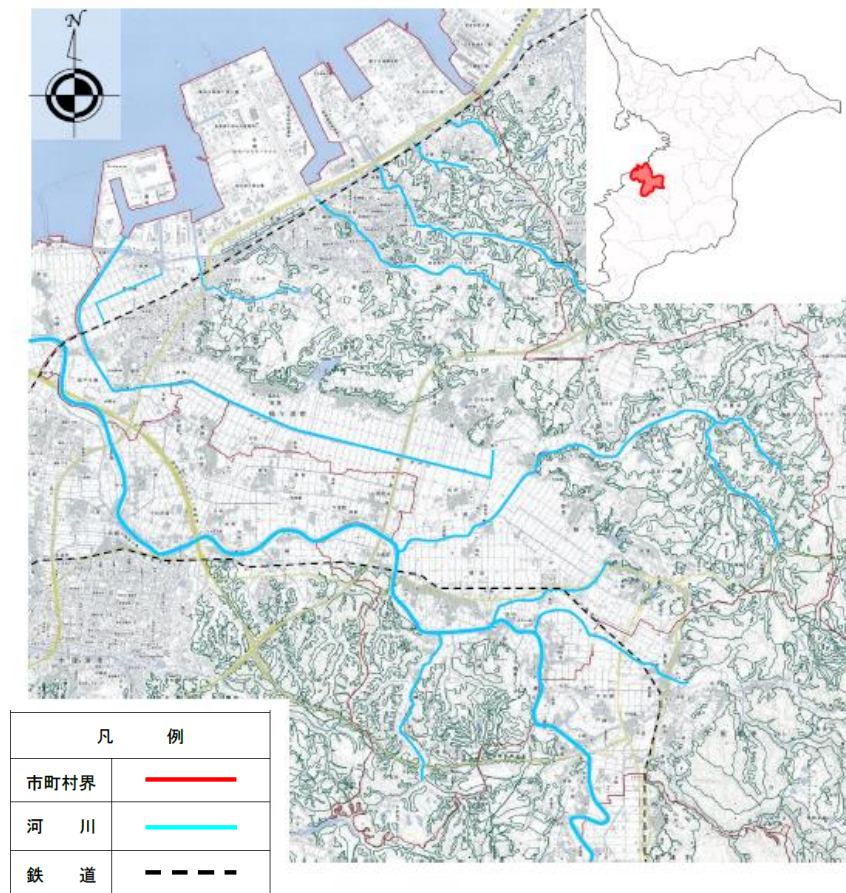
袖ヶ浦市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置し、東西 14.0 km、南北 13.5 km、面積 94.92 km²を有しており、東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は東京湾に臨んでいる。

また、首都東京から約 40 km圏、県都千葉から約 30 km圏、成田国際空港から約 50 km圏に位置している。

面積・広ぼう

面 積	位 置		広 ぼう	
	経度 (東経)	緯度 (北緯)	東西	南北
94.92 km ²	139° 57.17′	35° 25.48′	14.0 km	13.5 km

位置図



2 地形・地質

(1) 地形

市の地形は、小櫃川沿いの低地とそれによって二分される2つの台地によって成り立っている。小櫃川沿いの低地は、小櫃川の氾濫によって出来たものであり、地形、水利を活かして水田耕作が行われてきた。

一方、2つの台地は、北東側が袖ヶ浦台地、南西側が木更津台地で、この台地面を縫うように侵食し、樹の枝状に延びる低地は、谷の傾斜に沿った階段状の水田（谷津田）として活用されてきた。

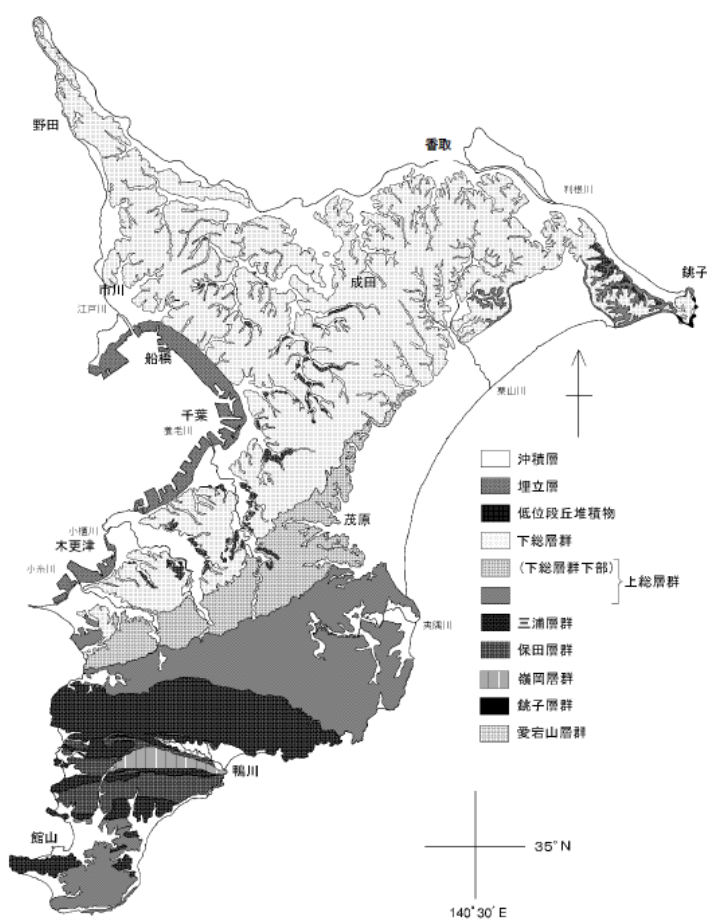
その他、東京湾沿岸は埋め立てによって人工海岸となっており、京葉臨海工業地帯が形成されている。

河川は、清澄山系に源を発する小櫃川が東西に流れ、これに注ぐ槍水川、松川、武田川のほか、東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川等がある。

(2) 地質

地質は、主に低地は沖積層及び埋立地、台地は洪積層の砂層、泥層で上を関東ローム層で覆われている。

千葉県の地表地質図



資料：千葉県地域防災計画(令和2年度)

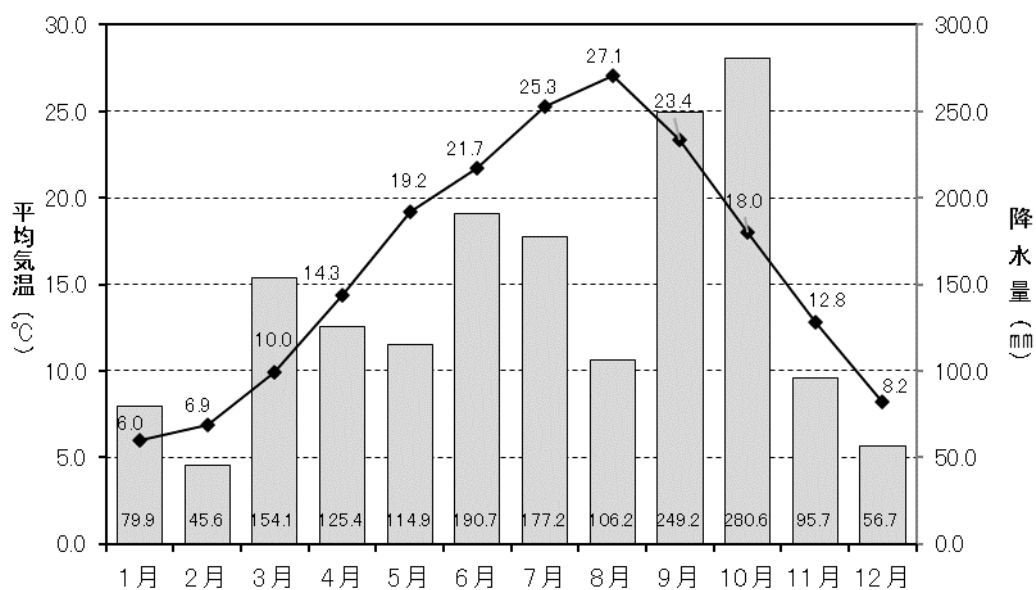
3 気象

市は、東日本型気候区に属し沿岸に位置しているため、海流の影響を受け、温暖な気候を呈している。

市の最寄りの気象官署としては、南南西約10kmに木更津地域気象観測所がある。木更津地域気象観測所における直近5年間（2016年～2020年）の統計によれば、年間平均気温は16.1℃、年間降水量は1,676.2mmとなっている。

また、年間平均風速は2.8m/s、年間最多風向は南西となっている。

月別気温・降水量の年間変動（2016年～2020年の5年間の平均）



※木更津地域気象観測所の値

資料：銚子地方気象台

第2節 社会的素因

1 市の沿革

袖ヶ浦市の前身である袖ヶ浦町は、昭和28年に制定された市町村合併促進法により、昭和30年に昭和町、長浦村、根形村の一部が合併し誕生した。その後、昭和46年に平川町と合併し、平成3年4月に市制施行し、県下29番目の市として、袖ヶ浦市が誕生した。

古来より平坦地では水稻栽培が、台地では野菜・甘藷等の畑作物栽培が、また、海岸部では魚介類等の採集による沿岸漁業が盛んであったが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴って工業化が進み、現在では工業と農業が調和しつつ発展している。

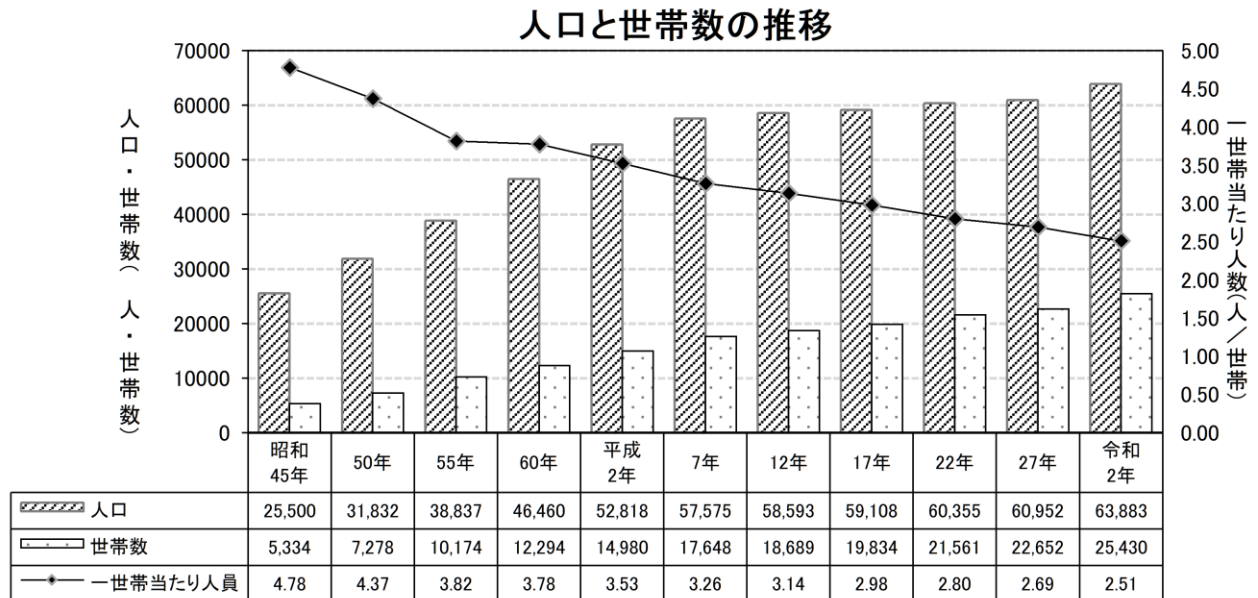
また、市の北側半分は首都圏整備法による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が高まり、市街地の形成は海側から丘陵部へと拡大しつつある。

2 人口

(1) 人口・世帯数

市の人口は、昭和45年に25,500人、世帯数5,334世帯であったが、京葉工業地帯の一翼を担う臨海コンビナートの形成を契機に、土地区画整理事業等により宅地の造成が進んだことから、右肩上がりが増加し、令和2年の人口は63,883人、世帯数は25,430世帯となっている。

また、一世帯当たりの人員は、核家族化の進行により年々減少し、令和2年は2.51人/世帯となっている。



資料：国勢調査

(2) 地区別の人口・世帯数

地区別の人口・世帯数をみると、昭和地区、長浦地区、根形地区で人口・世帯数が増加している。一方で、平岡地区、中川・富岡地区では、世帯数は増加しているものの、人口は減少している。

地区別の人口・世帯数

	平成3年4月1日		令和3年4月1日		世帯数		人口	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	増減数 (世帯)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
昭和地区	3,645	11,931	8,821	20,658	5,176	142.00	8,727	73.15
長浦地区	6,398	21,841	12,394	27,671	5,996	93.72	5,830	26.69
根形地区	1,350	4,967	2,423	5,759	1,073	79.48	792	15.95
平岡地区	2,335	8,402	2,550	5,674	215	9.21	▲ 2,728	▲ 32.47
中川・富岡地区	1,625	6,336	2,201	5,313	576	35.45	▲ 1,023	▲ 16.15
市合計	15,353	53,477	28,389	65,075	13,036	84.91	11,598	21.69

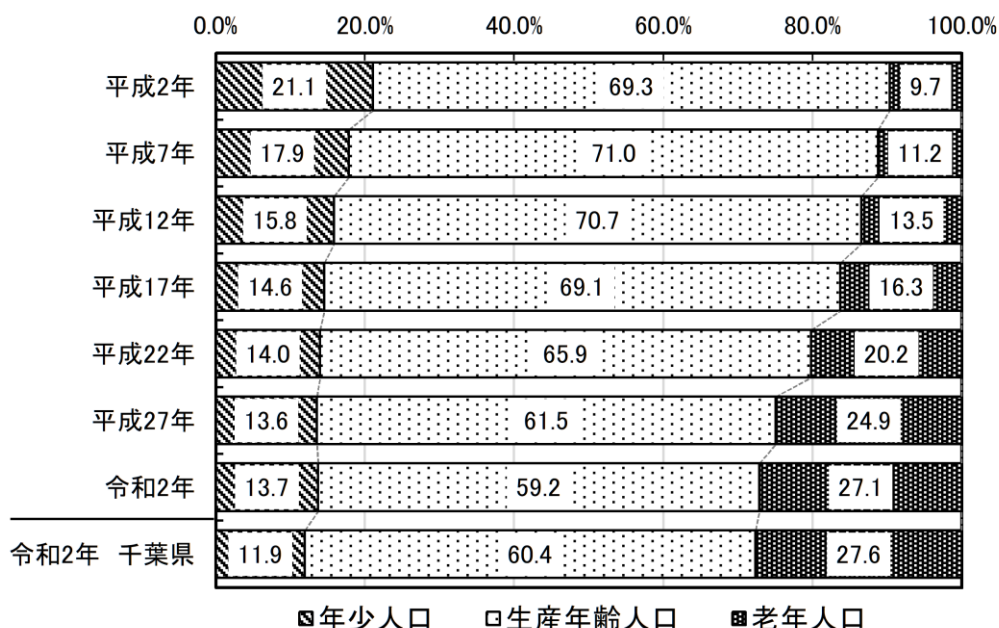
資料:住民基本台帳

(3) 年齢別人口

市の令和2年10月1日現在の年齢3区分別人口割合は、年少人口（15歳未満人口）が13.7%、生産年齢人口（15～64歳人口）が59.2%、老年人口（65歳以上人口）が27.1%となっており、生産年齢人口割合は減少傾向が続き、老年人口割合は増加傾向が続いているものの、年少人口割合は横ばいとなっており、引き続き高齢化が進行しているものの、少子化についてはほぼ止まっている。

なお、県平均と比べると、年少人口割合は若干高く、老年人口割合も若干低くなっており、少子高齢化のスピードはやや緩やかであることがうかがえる。

年齢3区分別人口割合の推移



資料:国勢調査

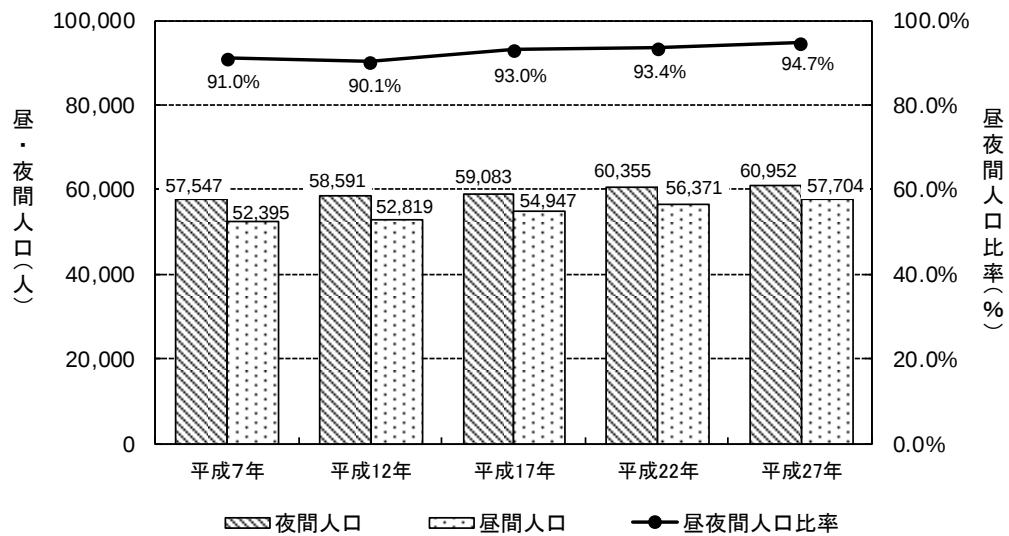
(4) 昼夜間人口

平成27年における市の夜間人口（常住人口）は60,952人、昼間人口（従業地・通学地による人口）は57,704人で、夜間人口のほうが上回っており、他市町村への通勤・通学者のほうが多いことがうかがえる。

また、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口）は94.7%で、100を下回り流出超過の傾向が続いているものの、昼夜間人口比率は年々上昇している。

流入・流出先市町村では、千葉市、木更津市、市原市、君津市、東京都と結びつきが強い。

昼夜間人口及び昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

通勤・通学による流入・流出先別人口（平成27年）

(人)

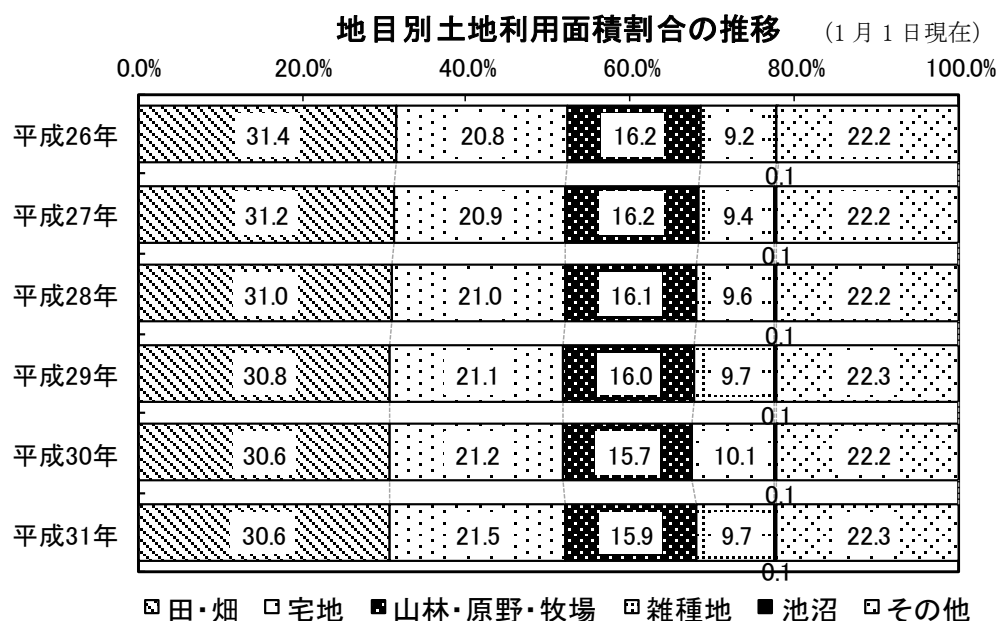
	千葉市	木更津市	市原市	君津市	富津市	東京都	神奈川県	その他	計
流入	1,231	4,839	4,629	1,676	737	235	322	1,203	14,872
流出	2,617	4,755	5,372	1,354	361	1,968	340	1,353	18,120
差引	-1,386	84	-743	322	376	-1,733	-18	-150	-3,248

資料：国勢調査

3 土地利用

平成31年現在の市の地目別土地利用面積割合をみると、「田・畑」が29,002㎥で全体の30.6%を占め最も多く、次いで「その他」の22.3%「宅地」の21.5%となっている。

また、地目別土地利用面積割合の推移をみると、「田・畑」は微減、「宅地」は微増、他は横ばい傾向にある。



資料: 袖ヶ浦市統計書 (令和2年)

4 道路・交通

(1) 道路

市の主要道路として南北方向に海側より国道16号、国道410号及び主要地方道千葉鴨川線が縦断しており、東西方向には国道409号及び県道南総昭和線が平行に走っている。

また、館山自動車道が市の中央を横断し、市と都心とをつなぐ重要な幹線道路となっている。

さらに南部には、首都圏中央連絡自動車道、西部には東京湾アクアラインがあり、東京湾アクアラインを経て川崎市とつながっており、広域交通の要所となっている。

(2) 鉄道・バス

鉄道は、J R 内房線が海岸線沿いに市原から木更津方面に延びており、袖ヶ浦駅と長浦駅が立地している。

また、市の南部には木更津から久留里方面にJ R 久留里線が走り、横田駅と東横田駅が立地しており、それぞれ首都圏と南房総・君津地域と千葉地域とを結ぶ重要な役割を果たしている。

なお、東京湾アクアラインを経て東京都、川崎市、横浜市と結ぶ交通の拠点として、袖ヶ浦バスターミナルが袖ヶ浦ICの近くに整備され、アクアライン経由の高速バスが多数発着している。

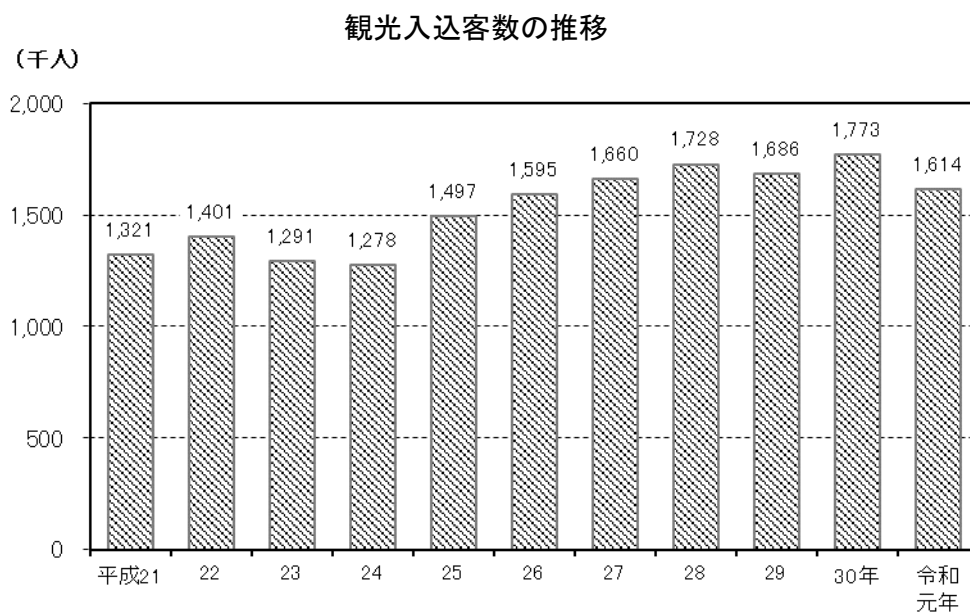
(3) 港湾

市の港湾は、東京湾北袖地区、中袖地区、南袖地区が海岸線の工業地帯に沿って存在する。岸壁は水深3m～7.5m、公共けい船岸壁は総延長8,243m、300～5,000重量トンクラスの船舶を対象としている。

5 観光

市の観光入込客数の推移をみると、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で落ち込んだものの、平成25年には約150万人と震災前の水準を越えて回復し、令和元年現在の観光入込客数は約161万人となっている。

また、観光施設別の入込客数をみると、東京ドイツ村が約89万人で、県下15位にランクインしている。



資料：千葉県観光入込調査（千葉県観光企画課）

第3節 災害履歴

袖ヶ浦市災害年表

1 風水害（昭和45年以降）

西暦	和暦	災害種別	被害状況等
1970	昭和45年 7月1日	集中豪雨による水害	災害発生場所 旧袖ヶ浦町 床上浸水12棟 床下浸水26棟 道路15箇所 災害発生場所 旧平川町 半壊2棟 床上浸水197棟 床下浸水275棟 田流出埋没28ha 田冠水690ha 畑流出埋没15ha 畑冠水40ha 道路26箇所 橋りょう流出2箇所 がけ崩れ32箇所 り災世帯477世帯 り災者2,353人
1975	昭和50年 7月4日	梅雨前線の接近による大雨	床上浸水3棟 床下浸水28棟 非住家（公共建物）1棟 非住家（その他）5棟 田冠水103ha 道路9箇所 河川2箇所 がけ崩れ6箇所 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1975	昭和50年 10月5日	台風13号	床下浸水2棟 道路5箇所（内県道3箇所 町道2箇所） 被害額不明 災害発生場所 久保田、永吉、代宿、坂戸市場、奈良輪
1975	昭和50年 10月8日	大雨	道路9箇所 河川4箇所 災害発生場所 上宮田、大和田、川原井 他
1977	昭和52年 8月19日	集中豪雨による水害	軽傷者1人 全壊2棟 半壊3棟 一部破損2棟 床上浸水66棟 床下浸水104棟 田冠水12ha 道路101箇所 河川15箇所 水道6箇所 がけ崩れ50箇所 鉄道不通1箇所 り災世帯数71世帯 り災者数308人 災害発生場所 今井、奈良輪、神納（浸水、家屋損壊） 上蔵波、上久保田
1977	昭和52年 9月19日	台風11号による風水害	道路1箇所 がけ崩れ1箇所 り災害世帯数1世帯 り災者数4人 災害発生場所 蔵波、久保田、神納 他
1979	昭和54年 4月8日	水害（大雨）	床上浸水15棟 床下浸水40棟 非住家26棟 道路18箇所 災害発生場所 神納、奈良輪、蔵波、久保田 他
1979	昭和54年 10月7日	水害（台風18号，大雨）	道路7箇所 河川3箇所 災害発生場所 川原井、岩井、林、玉野、下宮田 他
1979	昭和54年 10月18日	台風20号（強風雨）	軽傷者2人 住家半壊3棟 一部破損19棟 床上浸水1棟 床下浸水2棟 非住家（その他）19棟 がけ崩れ1箇所 り災世帯数4世帯 り災者数15人 災害発生場所 神納、奈良輪、蔵波、三箇他
1982	昭和57年 4月9日	竜巻	住家半壊2棟 一部損壊14棟 農林水産業施設 3,500（千円） 罹災世帯 16世帯 罹災者数 57人 消防職員出動延人数 4人 災害発生場所 野里、永吉、川原井地区
1982	昭和57年 4月15日	大雨	災害発生場所 三箇地先

西暦	和歴	災害種別	被害状況等
1982	昭和 57 年 6 月 3 日	強風雨	災害発生場所 横田、川原井
1982	昭和 57 年 8 月 1～2 日	台風 10 号	公共建物 1 棟 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1982	昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号	一部破損 1 棟 床下浸水 21 棟 道路 10 箇所 河川 1 箇所 がけ崩れ 9 箇所 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1983	昭和 58 年 7 月 27 日	強風、降雹、 雷雨	軽傷者 3 人 一部破損 2 棟 床下浸水 1 棟 非住家（公共建物） 1 棟 道路 1 箇所 り災世帯数 3 世帯 り災者数 11 人 災害発生場所 袖ヶ浦町北部から東部
1983	昭和 58 年 8 月 17 日～18 日	大雨	河川 1 箇所 農業用道路 1 箇所 災害発生場所 高谷、川原井
1983	昭和 58 年 10 月 11 日	大雨	河川 2 箇所 災害発生場所 百目木
1984	昭和 59 年 6 月 23 日	大雨	道路 1 箇所 災害発生場所 奈良輪 他
1984	昭和 59 年 6 月 29 日	降雨	床下浸水 1 棟 災害発生場所 神納
1984	昭和 59 年 8 月 13 日	集中豪雨	一部破損 1 棟 床下浸水 9 棟 道路 1 箇所 り災世帯数 10 世帯 り災者数 45 人 災害発生場所 蔵波
1985	昭和 60 年 2 月 20 日	大雨	床下浸水 1 棟 非住家（その他） 1 棟 災害発生場所 奈良輪
1985	昭和 60 年 6 月 30 日～7 月 1 日	台風 6 号	軽傷者 1 人 一部破損多数 床下浸水 15 棟 非住家（公共建物） 3 棟 非住家（その他）多数 田流失・埋没 1 ha 田冠水 146ha 畑冠水 3 ha 文教施設 2 箇所 道路 23 箇所 河川 9 箇所 清掃施設 2 箇所 がけ崩れ 30 箇所 水道 100 戸 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1986	昭和 61 年 8 月 4 日～5 日	台風 10 号	床下浸水 23 棟 田流失・埋没 0.7ha 田冠水 6 ha 畑冠水 3 ha 道路 22 箇所 河川 2 箇所 がけ崩れ 10 箇所 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1986	昭和 61 年 12 月 19 日	大雨	床下浸水 4 棟 災害発生場所 袖ヶ浦町の西部（海岸寄り）
1988	昭和 63 年 8 月 10 日～13 日	熱帯低気圧に よる大雨	床上浸水 1 棟 床下浸水 32 棟 非住家（その他） 1 棟 田流失・埋没 0.4ha 田冠水 2.4ha 畑流失・埋没 0.1ha 畑冠水 0.4ha 道路 102 箇所 河川 14 箇所 がけ崩れ 53 箇所 水道 48 箇所 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域（主に東部）
1989	平成元年 8 月 1～2 日	大雨	一部破損 1 棟 床上浸水 7 棟 床下浸水 37 棟 田冠水 20ha 畑冠水 10.8ha 道路 66 箇所 河川 7 箇所 がけ崩れ 19 箇所 ブロック塀 2 箇所 り災世帯数 7 世帯 り災者数 21 人 災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1990	平成 2 年 9 月 13 日	大雨	停電 240 戸 （大雨の際の落雷による停電。変圧器に雷が落ち 240 戸が 2 時間ほ ど停電した。）

西暦	和歴	災害種別	被害状況等
			災害発生場所 飯富角山配水場付近から大曽根ライスセンター付近まで
1990	平成2年 9月19日～20日	台風19号に伴う大雨	災害発生場所 袖ヶ浦町内全域
1990	平成2年 9月30日～10月1日	台風20号による大雨	軽傷者1人 非住家1棟 橋りょう(町)1箇所 河川(県)1箇所 水道施設1箇所 断水戸数50箇所 災害発生場所 永地、三箇
1990	平成2年 11月29日～30日	台風28号の北上に伴う前線の通過による大雨	軽傷者1人 道路(町)1箇所 河川(県)2箇所 河川(町)1箇所 がけ崩れ3箇所 災害発生場所 奈良輪、上泉、川原井、蔵波
1990	平成2年 12月11日	突風	停電 100戸(12/11 18:30～22:21まで) 災害発生場所 神納富士見台住宅付近から蔵波浄水場付近まで
1990	平成2年 12月26日～27日	突風	停電 340戸(12/26 23:11～12/27 01:18まで) 災害発生場所 袖ヶ浦高校付近から根形中学校付近まで
1991	平成3年 4月18日	暴風	停電 500戸 災害発生場所 野里、平岡小学校付近
1991	平成3年 9月8日～9日	台風15号による大雨	床下浸水1棟 道路(市)7箇所 河川(市)2箇所 鉄道不通2箇所 災害発生場所 坂戸市場、上泉、百目木、久保田 他
1991	平成3年 9月19日	台風18号の接近に伴う大雨	道路(市)1箇所 河川(市)1箇所 災害発生場所 横田 他
1991	平成3年 10月9日～13日	秋雨前線停滞による大雨及び台風21号接近による大雨	床上浸水1棟 床下浸水5棟 り災世帯数1世帯 り災者数6人 畑冠水19.7ha 道路(県)4箇所 道路(市)10箇所 河川(市)13箇所 がけ崩れ30箇所 鉄道不通7箇所 災害発生場所 蔵波 他
1993	平成5年 7月5日	梅雨前線停滞に伴う大雨	河川1件 道路3件
1993	平成5年 7月25日	梅雨前線停滞に伴う大雨	床下浸水1箇所 河川1箇所 道路5箇所 災害発生場所 永吉、大鳥居、川原井、下泉
1993	平成5年 8月27日	台風11号接近に伴う大雨	床下浸水1棟 公共施設1箇所 道路2箇所 災害発生場所 坂戸市場(浸水災害)
1995	平成7年 4月23日	暴風	軽傷者2人 一部破損2棟 災害発生場所 今井、川原井 他
1995	平成7年 5月16日	低気圧通過に伴う大雨	道路3箇所 河川3箇所 災害発生場所 川原井 他
1995	平成7年 9月17日	台風12号	道路2箇所 がけ崩れ1箇所 農道等被害10箇所 災害発生場所 川原井、高谷、蔵波台
1996	平成8年 9月21日～22日	台風17号	半壊1棟 一部破損12棟 床上浸水5棟 床下浸水17棟 道路12箇所 河川14箇所 がけ崩れ11箇所 災害発生場所 市内全域
1997	平成9年 5月25日	大雨	床下浸水1棟 河川1箇所 災害発生場所 奈良輪、蔵波台
1998	平成10年 9月25日～26日	台風5号	半壊1棟 公共施設2箇所 道路26箇所 河川1箇所 農業施設5箇所 災害発生箇所 市内全域

西暦	和歴	災害種別	被害状況等
1999	平成11年 5月27日	強風	中等傷1人 災害発生箇所 南袖
1999	平成11年 7月13日	大雨	道路13箇所 河川8箇所 災害発生箇所 市内全域
1999	平成11年 8月14日	大雨	床下浸水1棟 道路1箇所 災害発生箇所 奈良輪、長浦駅前
1999	平成11年 10月27日	大雨	床上浸水1棟 床下浸水1棟 災害発生箇所 高谷、坂戸市場
2000	平成12年 6月9日	暴風	停電413世帯 災害発生箇所 代宿
2000	平成12年 7月7日～8日	台風3号	床下浸水2棟 道路5箇所 河川1箇所 停電 野里地区 災害発生箇所 市内全域
2001	平成13年 7月25日	大雨	床下浸水3棟 災害発生箇所 坂戸市場、奈良輪
2002	平成14年 10月1日	台風21号	床下浸水2棟 災害発生箇所 川原井
2003	平成15年 8月15日	大雨	道路3箇所、河川1箇所、がけ崩れ2箇所 災害発生箇所 飯富、高谷、上泉、百目木
2003	平成15年 9月22日	台風15号	がけ崩れ1箇所 災害発生箇所 飯富
2004	平成16年 10月9日	台風22号	軽傷者1名、一部破損1棟、停電450戸、道路8箇所、がけ崩れ3箇所、農地6箇所、農業施設8箇所 災害発生箇所 市内全域
2004	平成16年 10月20日	台風23号	がけ崩れ1箇所 災害発生箇所 下泉
2004	平成16年 12月4日～5日	暴風	重傷者2名、軽傷者1名、一部破損1棟、非住家（その他）2棟 災害発生箇所 坂戸市場、久保田、大曾根 他
2005	平成17年 8月26日	台風11号	停電50戸、道路1箇所 災害発生箇所 谷中、横田、上泉
2006	平成18年 10月6日	大雨	道路8箇所、がけ崩れ4箇所、農地3箇所 災害発生箇所 蔵波、玉野、高谷 他
2006	平成18年 12月26日	大雨	道路15箇所 災害発生箇所 代宿、大鳥居、玉野、大竹 他
2007	平成19年 7月14日	台風4号	道路1箇所 災害発生箇所 高谷
2007	平成19年 9月6日	台風9号	軽傷者1名、一部破損2棟、停電 災害発生箇所 神納、三箇、蔵波台
2008	平成20年 8月28日	大雨・洪水	道路1箇所 災害発生箇所 川原井
2008	平成20年 9月22日	大雨	床下浸水1棟、道路1箇所 災害発生箇所 坂戸市場、今井1丁目
2009	平成21年 8月10日	台風9号	がけ崩れ2箇所、道路1箇所 災害発生箇所 永吉、上泉、川原井、林 長浦駅前

西暦	和歴	災害種別	被害状況等
2010	平成22年 10月10日	大雨	がけ崩れ1箇所 災害発生箇所 滝の口
2011	平成23年 9月21日	台風15号	道路1箇所、停電 災害発生箇所 飯富、川原井、上泉、久保田
2012	平成24年 2月7日	大雨	床下浸水1箇所、道路4箇所、がけ崩れ2箇所 災害発生箇所 坂戸市場、神納、北袖、飯富、代宿
2012	平成24年 4月3日	暴風	公共建物7棟、一部破損1棟 災害発生箇所 市内全域
2012	平成24年 6月19日	台風4号	非住家6棟、公共施設1箇所 災害発生箇所 市内全域
2012	平成24年 9月30日	台風17号	一部破損1棟 災害発生箇所 横田
2012	平成24年 10月7日	大雨	がけ崩れ1箇所 災害発生箇所 滝の口
2012	平成24年 12月30日	大雨	がけ崩れ1箇所 災害発生箇所 高谷
2013	平成25年 9月16日	台風18号	街路樹等の倒木12箇所、道路被害等2箇所、公共施設被害3棟、 農業施設1棟、 災害発生箇所 市内全域
2013	平成25年 10月15日	台風26号	街路樹等の倒木55箇所、土砂被害等104箇所、冠水被害117箇所、 氾濫被害等4箇所、道路被害等36箇所、電線・電話線被害等9箇所、 住家被害等15棟、水道管被害3箇所、下水道管被害5箇所、 公共施設被害多数、教育施設10校、農業施設65棟、車両被害（水 没・土砂災害等）13台程度 災害発生箇所 市内全域
2013	平成25年 10月20日	大雨	冠水被害4箇所 災害発生箇所 長浦、県道上高根北袖線、代宿神納線、国道409号 土砂被害2箇所 災害発生箇所 林、久保田
2014	平成26年 10月6日	台風18号	軽傷者3名 住家被害等4棟、街路樹等の倒木14箇所、冠水被害7箇所、土砂 崩落6箇所、飛来物被害等6件、河川被害等1箇所、公共施設被害 13施設、停電最大2,000軒、農業被害（施設被害、作物被害）20 件、その他7件 災害発生箇所 市内全域
2014	平成26年 10月13日	台風19号	道路被害1箇所、公共施設被害1施設、その他被害2件 災害発生箇所 林、上宮田、蔵波、三箇
2015	平成27年 5月12日	台風6号	倒木1箇所、公共施設被害4施設 災害発生箇所 大竹、飯富、下新田、三ツ作、神納
2015	平成27年 9月14日	台風18号	道路冠水10箇所、法面土砂崩れ6箇所、河川越水等3箇所、その 他11件 災害発生箇所 市内全域
2015	平成27年 9月18日	大雨	道路被害7箇所、土砂災害1箇所、浸水被害3箇所、公共施設被害 1施設 災害発生箇所 坂戸市場、奈良輪、代宿、三ツ作、中袖、長浦駅前、 今井、久保田
2016	平成28年 7月15日	大雨	公共施設被害4施設 災害発生箇所 川原井、根形、代宿、飯富

西暦	和暦	災害種別	被害状況等
2016	平成28年 8月16日	台風7号	公共施設被害3施設 災害発生箇所 蔵波台、坂戸市場
2016	平成28年 8月22日	台風9号	倒木・枝折れ12箇所、道路冠水等2箇所、公共施設等被害9施設、 停電被害 災害発生箇所 市内全域
2016	平成28年 9月20日	台風16号	公共施設被害3施設 災害発生箇所 滝の口、久保田、神納
2017	平成29年 2月20日	暴風	道路倒木2箇所、停電270戸 災害発生箇所 三箇、蔵波、吉野田、大竹
2017	平成29年 7月5日	台風3号	土砂災害1箇所、道路冠水1箇所、倒木1箇所 災害発生箇所 滝の口、久保田、神納
2017	平成29年 9月17日	台風18号	倒木被害3箇所 災害発生箇所 神納、三ツ作、奈良輪
2017	平成29年 9月28日	大雨	道路冠水4箇所、越水1箇所、JR内房線遅延 災害発生箇所 林、川原井、奈良輪、今井坂戸、椎の森
2017	平成29年 10月22日	台風21号	軽傷者1名、公的施設等被害多数、内房線運転見合わせ、停電被害 2,300戸 災害発生箇所 市内全域
2017	平成29年 10月29日	台風22号	土砂災害4箇所、道路冠水2箇所、内房線運転本数削減 災害発生箇所 今井、横田、川原井、三ツ作、蔵波
2018	平成30年 7月28日	台風12号	倒木・枝折れ1箇所、公的施設等被害1箇所 災害発生箇所 福王台、下新田
2018	平成30年 8月8日	台風13号	倒木・枝折れ1箇所 災害発生箇所 滝の口
2018	平成30年 9月30日	台風24号	軽傷者1名、公的施設等被害多数、道路冠水多数、床下浸水1箇所、 倒木・枝折れ2箇所、停電被害 災害発生箇所 市内全域
2019	令和元年 9月9日	台風15号	公的施設等被害多数、倒木66箇所、農業施設被害多数、内房線・ 久留里線運転見合わせ、停電最大16,000戸、地区断水（平川、長 浦、根形） 災害発生箇所 市内全域
2019	令和元年 10月11日	台風19号	公的施設等被害多数、家屋等罹災件数3,128件（15号を含む） 災害発生箇所 市内全域
2019	令和元年 10月25日	大雨	通行止め2箇所（川原井上久料線、川原井5号線）、道路冠水3箇 所、床上浸水2箇所、床下浸水3箇所、車両被害1件（水没） 災害発生箇所 飯富、永吉、川原井
2020	令和2年 7月4日	大雨	道路冠水箇所1箇所

2 地震

西暦	和暦	災害種別	主な被害状況等
1855 年 11 月 11 日	安政 2 年 10 月 2 日	江戸地震	木更津：震度 6 海水の動揺 市 川：震度 5 発光現象・地鳴の記録が多い 坂戸市場村 家屋残らず倒壊 余震が 1 ヶ月続いた。 木更津 家の潰破損 12 蔵の潰破損 227
1923 年	大正 12 年 9 月 1 日	関東大震災	袖ヶ浦：震度 6 木更津：37 c m の隆起 長浦村 死亡 男 1 名、女 1 名 住家全潰 3 棟、半潰 8 棟 非住家全潰 1 棟、半潰 5 棟 昭和村 死亡女 1 名、負傷者女 1 名 住家全潰 6 棟、半潰 17 棟 非住家全潰 16 棟、半潰 36 棟 根形村 死傷者 なし 住家全潰 27 棟、半潰 48 棟 非住家全潰 50 棟、半潰 76 棟 平岡村 死亡男 2 名、女 4 名 住家全潰 4 戸、半潰 22 戸 非住家全潰 14 戸、半潰 42 戸 富岡村（現在は、木更津市） 住家全潰 45 戸、半潰 79 戸 非住家全潰 81 戸、半潰 145 戸 中川村 死亡男 2 名、女 12 名、重傷 6 名 住家全潰 120 棟、半潰 188 棟、大破 124 棟 非住家全潰 146 棟、半潰 154 棟、大破 164 棟
1987 年	昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震	震度 5：銚子、千葉、勝浦 袖ヶ浦：当時、計測震度計なし 袖ヶ浦住家被害棟数 全壊・半壊なし、一部破損のみ（瓦破損等） 昭和地区 239 棟 長浦地区 824 棟 根形地区 236 棟 平岡地区 490 棟 中富地区 361 棟 合計 2,150 棟 がけ崩れ 福王神社付近 高さ 2 m、幅 3 m 神納兵庫坂付近 1) 高さ 3 m、幅 5 m 2) 高さ 3 m、幅 5 m 野里滝泉寺付近 高さ 2 ～ 3 m 幅不明

西暦	和暦	災害種別	主な被害状況等
2011 年	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	袖ヶ浦：震度 4 袖ヶ浦住家被害棟数 全壊なし 半壊 1 棟（中富地区）、一部破損（瓦、内外壁破損等） 昭和地区 2 棟 長浦地区 14 棟 根形地区 1 棟 平岡地区 4 棟 中富地区 4 棟 合計 26 棟 （平成 25 年 3 月 1 日現在）

3 火災

西暦	和暦	災害種別	主な被害状況等
1870 年	明治 3 年 3 月 17 日	奈良輪の火災	午後 10 時頃発生 焼失：19 棟（寺院（善光院）を含む。）
1884 年	明治 17 年 3 月 17 日	大曾根の火災	午前 1 時頃発生 焼失：33 棟（寺院（能満寺、不動堂、行宿）含む。）
1890 年	明治 23 年 2 月 8 日	野里大火災 （第 1 回）	野里神社を含む一般民家 34 戸 付属建物 80 棟 合計 114 棟焼失
1891 年	明治 24 年 12 月 16 日	蔵波の林野火災	午後 2 時頃発生 林野 11 町歩余りを焼き払う
1899 年	明治 32 年 8 月 19 日	野里大火災 （第 2 回）	本家 15 戸 付属建物 30 戸 合計 40 戸余焼失
1913 年	大正 2 年 3 月 7 日	勝の火災	午前 5 時頃発生 寺院 2：照崎寺（勝）、地藏寺（岩井） 勝地区：5 世帯、岩井地区 12 世帯 合計 50 棟を焼失 馬一頭 焼死

4 雪害

西暦	和暦	災害種別	主な被害状況等
1984 年	昭和 59 年 2 月 17 日	降雪	農産被害 10,400（千円） 被害総額 10,400（千円） 災害発生場所 外野、平川地区
1992 年	平成 4 年 2 月 1 日	暴風雪	農産被害 9,346（千円） 被害総額 9,346（千円） 鉄道不通 2 箇所 通行止め 市道 0113 号線 災害発生場所 外野、子者清水、川原井
2014 年	平成 26 年 2 月 8 日	降雪	軽傷者 1 名 公共施設被害 6 施設、農業施設被害 1 施設
2014 年	平成 26 年 2 月 15 日	降雪	軽傷者 3 名 農業施設被害（ビニールハウス倒壊）多数
2018 年	平成 30 年 1 月 22 日	降雪	軽傷者 4 名
2018 年	平成 30 年 2 月 1 日 ～ 2 日	降雪	通行止め（米田線、丹原線）

第4節 立地環境と災害リスク

袖ヶ浦市の自然条件及び社会的条件から想定される災害リスクについて次に示す。

立地環境			災害リスク
自然条件	位置	・市の北西部は、東京湾に面している。	・津波予測結果では、コンビナート地区は浸水しないことが想定されているが、津波と高潮の発生が重なった場合や想定を超える巨大地震により、大きな津波が生じる可能性がある。 ・タンカー等の火災事故や衝突事故等、海上災害発生のおそれがある。
	地形・地質	・小櫃川河口部付近には、砂や粘性土からなる三角洲・海岸低地が形成されている。 ・三角洲・海岸低地の背後には、湿潤な低地である後背湿地が形成されている。	・地震時には、揺れやすく液状化現象が起こりやすい。
		・市内には184区域の土砂災害警戒区域等が存在する。	・豪雨時や地震時等において、土砂災害発生のおそれがある。
		・市域内には、二級河川5河川、準用河川6河川が流れている。	・台風等による河川の氾濫や都市型水害の発生のおそれがある。
	災害履歴	・昭和62年12月の千葉県東方沖地震では、2,150棟が被災した。 ・平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、市は震度4を記録し、26棟が被災した。 ・令和元年房総半島台風等では、3,128棟が被災した。	・千葉県では、千葉県北西部直下地震をはじめ、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震など、大規模地震の発生が危惧されている。 ・近年は、勢力の強い台風の接近、上陸のおそれが危惧されている。
社会的条件	土地利用	・東京湾に面した北西部一帯は埋立地となっており、埋立地上には大規模な工場等が立地する。	・埋立地は、地盤がやわらかく、非常に液状化しやすいため、地震発生時には揺れが強くなったり液状化するリスクが高い。
	人口	・JR袖ヶ浦駅や長浦駅周辺の住宅地に、市の人口の約7割が居住している。	・人口密集地区では、人的被害の規模が大きくなるおそれがある。 ・工業地帯に近接していることから、工業地帯での災害の影響を受けやすい。

立地環境			災害リスク
社会的条件	人口	・通勤・通学、観光客等の交流人口が多い。	・多くの帰宅困難者等が発生するおそれがある。
		・高齢化が進行している。	・避難行動要支援者や要配慮者となり得る高齢者が多くなる。 ・支援に回れる若年層が少なく、災害が発生した際には救出活動の担い手が不足する状況になり得る。
	道路・交通	・市域内を首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道等が横断しており、広域交通の要所となっている。	・高速交通ネットワークの寸断により、地域の経済活動への影響をはじめ、救援や支援物資等の供給に支障が生じるおそれがある。
		・車道部がアンダーパス構造となっている道路が点在する。	・集中豪雨時において冠水するおそれがある。
	産業	・海岸線には京葉臨海工業地帯が形成され、石油コンビナートや火力発電所等が立地しており、市の産業の根幹を支えている。	・平常時（通常操業時）、地震時ともに、可燃性液体の火災や可燃性ガスの爆発、フラッシュ火災、毒性ガスの拡散といった災害発生のおそれがある。 ・災害発生に伴い、生産活動が低下するリスクがある。
	住環境	・駅周辺や幹線道路沿線等に、住宅密集地域が形成されている。	・古い建物を中心に、多くの建物が被災するリスクがある。 ・火災の延焼危険度が高くなるリスクがある。
		・既存市街地内には狭隘道路が存在する。	・緊急用車両（消防車、救急車等）の通行を妨げたり、災害時の避難が困難になるなどのリスクがある。
		・市内には、239戸（令和3年4月現在）の空き家が存在する。	・老朽化した空き家は、地震時の揺れによる倒壊や火災発生のおそれがある。
		・都市化の進展並びに人口増加に伴い、市街地内では緑地の減少が目立ち、緩衝緑地やオープンスペースの減少につながっている。	・災害時に被害が拡大するおそれがあるほか、避難場所や応急仮設住宅の建設場所が不足するリスクがある。

第4章 防災ビジョン

節	項目
1	防災ビジョンの基本目標
2	防災ビジョン

第1節 防災ビジョンの基本目標

1 防災の目的

災害から市域及び市域に存する人々の生命、身体及び財産を保護することが防災の目的である。この目的達成のため、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けて本計画を策定する。

2 防災ビジョンの設定

防災ビジョンは、防災憲章であり、長期的総合的な視点のもと防災の目的を踏まえたもので、防災に関する基本的目標である。

防災ビジョンは次に掲げるとおりである。

- ① 災害に強いまちづくり
- ② 災害に強いひとづくり
- ③ 災害に強いシステムづくり

防災ビジョンが単なるビジョンで終わらないため、次のことが必要である。

- ① ビジョンへの道すじづくり

3 防災に関する行政の責務

市、千葉県、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

4 防災の心構え

防災の心構えとして次のことを行う。

- ① 防災の出発点
「自分と自分たちのまちは災害にあわない」という思い込みの転換
- ② 防災の基本
「災害から自分たちのまちと生命は自分たちで守る」という自覚
- ③ 防災のかなめ
市民、防災関係機関及び市職員等の相互協力・助け合いの精神

第2節 防災ビジョン

1 災害に強いまちづくり

(1) 目標

災害に強い都市構造を持ち、防災資機材等の配備されたまちづくりを目指し、次のような防災機能を持ったまちづくりを目標としたハード対策の充実に努める。

- ① 災害が発生しにくい機能
- ② 被害が拡大しにくい機能
- ③ 安全が確保できる機能
- ④ 災害応急対策活動が容易に行える機能
- ⑤ 災害復旧が容易に行える機能

(2) 施策

目標達成のため次の施策の強化に努める。

- ① 道路・橋りょうの整備及び適切な維持管理
- ② 住宅地の防火性向上の推進
- ③ 河川・ため池の利用・整備
- ④ 建築物の耐震不燃化
- ⑤ ライフラインの耐震性の確保
- ⑥ 避難者のための安全な施設の整備
- ⑦ 応急対策用機器・資機材の整備
- ⑧ 防災活動拠点施設(医療救護拠点、集積拠点、ボランティア拠点等)の整備
- ⑨ ICTを活用した情報伝達手段の整備

2 災害に強いひとづくり

(1) 目標

「ひと」とは、市域の市民、市及び防災関係機関の職員である。防災に強い関心と深い理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるよう、次のようなひとの育成を目標として、個人一人ひとりの災害対応力のレベルアップに努める。

- ① 災害についての知識と対応策を備え、災害から自分自身を保護できるひと
- ② 災害時に家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合えるひと
- ③ 災害時に率先して防災活動に協力・従事できるひと
- ④ 災害時に中心的な役割を果たす災害対策本部の防災担当従事者であることを自覚する市職員
- ⑤ 平常業務になじみの薄い避難所運営、応急手当、防災資機材の使用方法等、災害応急対策活動に対する理解が深いひと

(2) 施策

目標達成のため次の施策の強化に努める。

- ① 防災に関する意識の高揚、知識・技術の普及
- ② 防災訓練の実施
 - ア 訓練形式：※総合型、混合型、機関型、地域型、個別型
 - イ 対象者：市、防災関係機関、市民、事業所等
- ③ 防災組織の育成・活性化：自治会・自主防災組織・防災ボランティアの育成・活性化

※総合型：市、防災関係機関、消防、警察、学校、市民等による総合防災訓練等

混合型：総合型と個別型とを合わせた地区別防災訓練等

機関型：市と協力して防災関係機関が行う情報連絡訓練等

地域型：地域を単位として自主防災組織、自治会が消防署等の協力のもと行う避難誘導訓練等

個別型：学校、電力会社等が個別時に行う防災訓練等

3 災害に強いシステムづくり

(1) 目標

もの（施設、建築物、機器）とひと（市民、市職員）が災害に強くなったとしても、災害時にその両者を組み合わせるソフトがなければ効果は期待できない。

このため、次のような防災システムの確立を目標とし、防災体制の強化に努める。

- ① 官民を問わず、組織には防災計画又はその観点が組み入れられていること。
- ② 平常時でも組織的に災害予防活動が行われ、いつ災害が発生しても、組織的に円滑な災害対応ができるシステム
- ③ 初動時や通信途絶時のために、組織又は組織員の役割が明確に定められているシステム
- ④ 災害復旧が組織的に実施できるシステム
- ⑤ 災害時に備えた市職員・防災関係機関職員と市民の信頼関係
- ⑥ 何よりも、市民の合意と協力のもと災害予防、災害応急対策、復旧活動が行えること。
- ⑦ 市域にコミュニティの形成がなされていること。
- ⑧ 組織内、組織間の連絡体制が整備されていること。

(2) 施策

目標達成のため次の施策の強化に努める。

① 災害予防

- ア 災害時に備えた市の組織（本部体制・配備基準等）及び役割（事務分掌等）の周知徹底
- イ 事業・事務の遂行の中に防災視点を附加する。民間の防災組織への啓発
- ウ 防災関係組織（医師会、自主防災組織等）、一般組織（自治会、社会福祉協議会、ボランティア組織等諸団体）の現状把握、連携強化、防災への協力要請等
- エ 相互応援協定による広域組織化
- オ 地域・職域コミュニティの形成
- カ 避難行動要支援者、要配慮者支援に係る仕組みの強化

② 発災時

- ア 市等は平常業務体制から応急対策活動体制に緊急円滑に移行できる体制
- イ 医師会、自治会、自主防災組織、ボランティア組織等の早い立ち上がりと、市等による活動調整
- ウ 部署間に定められた役割分担にこだわらない応援体制
- エ 救助救急等の市民相互の助け合い
- オ 緊急出動、情報収集、道路調査と応急処置、二次災害危険箇所調査、救命救助、重要施設の被害調査等
- カ 想定外の災害が発生した場合における対策の確立

4 ビジョンへの道すじづくり

(1) 目標

都市の抱える防災課題はあまりに多い。防災ビジョンが高ければ高いほど現状との
かい離は大きくなる。ここに目標到達への道すじを明らかにする必要がある。

現在、市域は都市問題上・防災上、多くの課題を抱えており、課題克服のためには
市民意識の改善、行政上の創意工夫が必要である。

- ① 市民の防災意識を高め、防災対策の推進に努める。
- ② 発災時に即、役立つ体制を創る。
- ③ 平常時から災害に備える。

(2) 施策

目標達成のため次の施策の推進に努める。

- ① 市民の防災意識を高め、防災対策の推進に努める。（防災活動の啓発）

- ア 防災まちづくりについて市民の理解に努める。（防災知識の普及）
- イ 繰り返し防災訓練を実施し、防災知識を定着させる。（防災訓練の実施）
- ウ 過去の災害の教訓を生かし、防災力を高める。（調査研究）

- ② 発災時に即、役立つ体制を創る。（防災体制の整備）

- ア いざというとき、すぐ対応できる組織の編成を行う。（防災組織の整備）
- イ 行政と市民との意思疎通の徹底を期す。（顔の見える防災体制）

- ③ 平常時から災害に備える。

- ア 災害に強いまちづくりを創出する。（防災都市づくり）
- イ 被害をできる限り小さくするような体制・施設等の整備を、すぐ出来るところから始める。（防災施設の整備、災害への準備）